

## 公告第 142 号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和 8 年 6 月 8 日

郡山市長 椎根 健雄

### 第 1 業務概要

- 1 業務名 郡山市保育・幼児教育ビジョン改定業務
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 4 提案上限金額 ￥5,247,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 第 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和 7 年 3 月 28 日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (5) 本業務の公告の日の 6 年前の日から参加申込書の提出期限までの間に、地方公共団体の保育行政に関する計画等を策定する契約を締結した実績を有し、それを誠実に履行した者であること。

### 第 3 郡山市保育・幼児教育ビジョン改定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び様式の入手方法

郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

郡山市ウェブサイトー入札・契約ポータルサイトー入札情報ーその他の業務【入札関係】（各課の入札対象案件）

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/list87-226.html>

### 第 4 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号 郡山市こども部保育課保育所管理係

電話 024-924-3541 ファクシミリ 024-924-3802

メールアドレス hoiku-kanri@city.koriyama.lg.jp

### 第 5 参加申込書、企画提案書及び添付書類の提出

- 1 提出期限 令和 8 年 6 月 25 日（木） 午後 5 時まで
- 2 提出場所 郡山市役所西庁舎 3 階 郡山市こども部保育課

### 3 提出方法 郵送又は持参による。

※郵送の場合は、書類等の配達完了の確認ができる方法によることとし、提出期限までに到達したものを有効にする。なお、発送した際には、その旨を担当部署に電話で連絡すること。

※持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の受付とする。

## 第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

## 第7 契約候補者の決定及び審査結果の公表

1 郡山市保育・幼児教育ビジョン改定業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱（令和8年6月4日制定）に基づき設置する委員会（以下「選定委員会」という。）において、実施要領等で定めた選定基準及び選定方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務委託の契約候補者及び次順位者を決定する。

2 審査結果については、郡山市ウェブサイトにて、次の内容を公表するものとする。

なお、契約候補者及び次順位者以外の参加者の名称は公表しないものとする。

- (1) 事業者名
- (2) 契約候補者名及び次順位者名
- (3) 各参加者の評価点
- (4) 審査の経過及び審査委員

## 第8 契約条件

1 提出された企画提案書等について選定委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

2 契約候補者の特定から契約締結までに、「第6 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。

3 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）第8条第5号の規定により免除する。

4 契約書の作成を要する。

5 発注者は、業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

## 第9 その他

1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2 提出された書類等による審査とし、企画提案書に関するプレゼンテーションは実施しないが、企画提案書等審査結果通知までにヒアリングを実施する場合がある。

- 3 参加申込及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- 4 提出期限以降の書類の差替え及び再提出は認めない。
- 5 提出された書類は返却しない。
- 6 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 7 本プロポーザル実施に関する審査結果については、市ウェブサイトに掲載する。
- 8 その他必要な事項は、郡山市契約規則（昭和 40 年郡山市規則第 49 号）及び実施要領による。